

# 外国送金（仕向・被仕向）お取引時のご協力のお願い

当行では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン等」）への対策として、外国送金（仕向・被仕向）取引（※）について、下記のとおりのお取扱いとしております。※国内の外貨建送金・非居住者円送金を含みます。

お手続きに従来よりお時間を頂戴する場合や、お客さまのご要望にお応えできない場合など、お客さまにはご不便をおかけしますが、マネロン等への対策は、当行が外国送金の取扱いを適正に維持していくうえで不可欠な対応ですので、ご理解・ご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 現金（円貨・外貨）によるお取扱は行っておりません。

- （1）お客さまご本人名義の当行預金口座とのお取引に限定した取扱いとしております。
- （2）ご依頼日以前の短期間に、現金で入金された資金によるお取引は、「現金によるお取引」として、お断りする場合がございます。

### 2. 送金原資の確認をさせていただきます。

預金口座の取引履歴で送金原資が確認できない場合は、通帳（当行・他行）や給与明細など送金原資の確認ができる資料のご提示をお願いいたします。

なお、上記資料をご提示いただいた場合でも、当行の判断により、お取引をお断りする場合がございます。

### 3. お取引内容（金額、目的、相手方等）の確認をさせていただきます。

お取引内容（金額、目的、相手方等）について、確認ができる資料（契約書や請求書等）のご提示や、情報提供をお願いいたします。

なお、上記資料のご提示や情報提供をいただいた場合でも、当行の判断により、お取引をお断りする場合がございます。

4. お取引の内容や状況により、より詳細な情報提供をお願いする場合がございます。

- (1) 短期間のうちに頻繁に行われる取引
- (2) 開設後間もない口座や、長期間ご利用のない口座との取引
- (3) お客様の過去のお取引、職業や事業内容、目的や相手方との関係等から、多額と思われる取引
- (4) お客様のご住所や勤務地から離れた支店でのお取引
- (5) 国内外の当局による規制に抵触する可能性のあるお取引
  - ア. 中国北部の3省3都市（※）向け取引
    - ※遼寧省 (Liaoning)、黒竜江省 (Heilongjiang)、吉林省 (Jilin)、丹東市 (Dandong)、延吉市 (Yanji)、琿春市 (Hunchun)
  - イ. 北朝鮮の特産品（※）の輸出または仲介貿易に係る決済取引
    - ※あさり、まつたけ、うに（調整品含む）、しじみ、ずわい蟹、毛蟹、赤貝、えび、なまこ調整品、ひらめ、かれい、たこ、はまぐり、あわび、さるとりいばらの葉
  - ウ. 中古車等の輸出または仲介貿易に係る決済取引
- (6) その他、詳細な確認が必要と当行が判断した取引

以 上